

平成 25 年 2 月 17 日

文化庁長官 近藤誠一様

日暮里富士見坂を守る会 代表／金子誠

【緊急の要望】

イコモスの勧告に対する誠実な対応の指導と、富士山の世界文化遺産登録のための眺望点からの眺望の保全が可能な法整備

各種報道機関によりますと、今月 12 日貴庁記念物課の小林万里子世界文化遺産室長が文部科学省で会見し、富士山の世界文化遺産登録に関し、イコモスから追加情報要請があったことが報じられています。報道によれば、1) 富士山と各構成資産の一体的管理、2) 三保松原の構成資産からの除外、3) 「富士山」から「富士山およびその関連巡礼遺産群」（例示）などへの名称の変更の 3 点が指摘されたと伝えられています。

私どもの乏しい経験に照らしても、これらは関連性を持っていると思われま

東京都荒川区にある日暮里富士見坂は、都心で唯一地面に立って富士山を望むことのできる富士見坂です。これまで数々の危機を乗り越え、今なお富士山の頂上と右側稜線を望むことができます。しかし、この眺望も現在、直近である文京区千駄木に建設中の賃貸マンションによって阻害されようとしています。

わたくしども「日暮里富士見坂を守る会」は、この眺望の保全を目的として、1999 年より活動する住民等による任意団体で、これまで眺望の保全を願い、地権者・事業者には眺望ライン上の開発に対する配慮と、自治体にはガイドラインの早期作成、建築確認時の荒川区景観担当者への連絡などお願いしてきました。

今回、富士山の世界文化遺産登録に関し追加要請を行なったイコモスは、2011 年のパリ総会において、日暮里富士見坂からの眺望を文化遺産と認め、これを眺望遺産（vista heritage）として保全することを採択、昨年 5 月には、決議に基づき、日暮里富士見坂からの富士山の眺望を阻害する開発計画の事業者および関連する各地方公共団体の首長宛にイコモスの Gustavo Araoz 会長のレターとともに勧告書を送付しています。しかし、勧告を受けた側は、イコモスに対し、何ら回答をしていません。ようやく、荒川区が関連各区に呼びかけ、眺望保全のガイドライン作りに正式に着手（2013 年 2 月 13 日）したのみです。

日暮里富士見坂の眺望は危機的状況にあります。

私どもの呼びかける「東京の風景遺産 日暮里富士見坂からの眺望を残したい」のメッセージは多くの賛同者を得て、世界に発信されています。この半年の世界各国の報道は、200件以上に及びます。

この危機的状況の打開のためには、景観と眺望に関連する各省庁間の連携と眺望保全のための法制整備が必要ですが、まずは、貴庁が日暮里富士見坂からの眺望保全に関するイコモスの勧告に各地方公共団体が回答していない現状を把握し、イコモスに対し誠実な対応を取るよう助言と指導をされることが、何より重要と考えます。

【緊急要請事項】

1. 日暮里富士見坂からの眺望保全に関するイコモスの勧告に対し、各地方公共団体が誠実な対応を取るよう、積極的に各団体に助言と指導をしてください。
2. 景観と眺望に関連する各省庁間の連携を図り、眺望保全のための法整備に着手してください。

なお、この要請書の副本は、日本イコモス国内委員会西村幸夫委員長にも送付いたします。

以 上

【資料】

1. イコモス資料
 - 1-1 『イコモス勧告』原文
 - 1-2 「JAPAN ICOMOS/INFORMATION」INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES JAPANESE NATIONAL COMMITTEE 日本イコモス国内委員会 8期 - 11号 (2012.09.05)
第13小委員会「眺望遺産 (vista-heritage) 及び setting」の設置について 赤坂信
2. 関係行政機関からの回答について (概要)
3. 日暮里富士見坂報道記事 (抜粋)
4. 2009年から現在までの報道等一覧表
5. 本会作成リーフレット

この要請書への連絡先

日暮里富士見坂を守る会 <http://fujimizaka.yanesen.org/>

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 3-2-5 (金子方)

E-mail :fujimizaka@yanesen.org

FAX 03-3822-●●●● (中島) TEL080-6670-●●●● (山崎)